



平成17年10月20日

各 位

会 社 名 朝日放送株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 西村 嘉郎
コ ー ド 9405 大証(市場第2部)
本 社 所 在 地 大阪市北区大淀南二丁目2番48号
問 合 せ 先 責任者役職名 総務局長
氏 名 牧野 元良
T E L (0 6) 6 4 5 8 5 3 2 1

外国人持株比率に関するお知らせ

平成17年9月30日現在における外国人等(電波法第5条第1項第1号から第3号に掲げる者)の所有する当社株式数の議決権総数に占める割合が15%以上となりましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 平成17年9月30日現在における外国人等の持ち株比率の状況

外国人等の所有株式数 (うち議決権を有する株式数[A])	603,200株 (603,200株)
発行済株式総数 (うち議決権を有する株式数[B])	3,600,000株 (3,599,930株)
外国人等の持株比率 [A/B × 100 (小数点第三位四捨五入)]	16.76%

2. 公告掲載

電子公告により、当社ホームページ(<http://asahi.co.jp>)に掲載いたします。

(ご参考)

放送会社は、議決権総数の20%以上に相当する株式を外国人等(外国籍を有する個人、法人、政府、団体等)によって所有された場合に、電波法によって放送免許が取り消されることとなるため、このような状態に至るときに、放送法第52条の8第1項に基づいて外国人等からの株式の名義書換請求等による株主名簿への記載を拒否できることとなります。

なお、放送会社に対しては、外国人等の所有する株式数の議決権総数に占める割合が、15%以上となった場合に、放送法第52条の8第2項ならびに放送法施行規則第17条の3第2項及び第3項の規定により、公告することが義務付けられております。

以上